

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成26年度)

【最低生活費 = A + B + C + D】

(単位:円/月額)

生活扶助基準(第1類)												
年齢	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

人員	逓減率①					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	逓減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

生活扶助基準(第2類)												
人員	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090

※ 冬季(11月~翌3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。(札幌市の例:4人世帯の場合は月額40,600円)

生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の1 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の2 【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

加算額【B】

	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,750	24,880	23,010
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,820	16,590	15,340
母子世帯等			
児童1人の場合	23,170	21,560	19,940
児童2人の場合	25,000	23,270	21,540
3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000(子ども1人・3歳未満)		

① 該当者がいるときだけ、その分を加える。

② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。

③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある

④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。

⑤ 障害者加算と母子加算は併給できない。

住宅扶助基準【C】

実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地	3級地
	69,800	69,800	53,200

※ 東京都の例。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】

	小学生	中学生	高校生
基準額	2,210	4,290	5,450
学習支援費	2,630	4,450	5,150

※ このほか必要に応じ、教材費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される

※ このほか、医療、介護を受けた場合や出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

最低生活費認定額